

財産の取得について

燕・弥彦総合事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成9年新潟県西部広域消防事務組合条例第20号）第3条の規定に基づき、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 5 月 20 日 提 出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

記

財 産 の 種 類	動産（燕市消防団小型動力ポンプ付積載車3台） （第6分団第4部、第7分団第3部、第8分団第2部）
取得価格	24,592,590円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,235,690円）
取 得 の 相 手 方	新潟県新潟市東区卸新町3丁目51番地29号 船山株式会社新潟支店 支店長 小林 智之